

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	学齢簿システム標準化移行業務
発注課	教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課
選定事業者	株式会社ワイイーシーソリューションズ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」等に基づき、基幹20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行を行う必要があることから、本市の学齢簿編成事務で利用している情報システム（以下「学齢簿システム」という）についても、標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めてきたところである。 政令指定都市に標準化対象業務システムの納入実績があるベンダ31社に対し、令和5年度に本市が実施した情報提供依頼において、学齢簿システムについては、上記事業者からのみ、所定の期限までに標準準拠システムを本市に提供可能である旨の回答があった。この結果を踏まえ、本市の学齢簿管理業務については、当該事業者が提供する標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めてきたところである。 以上から、本業務を履行できる相手方は当該事業者を除いて他にないため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者を特定した随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格200万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）